

令和 7 年
第 2 回 蕨戸田衛生センター組合議会会議録

目 次

月	日	曜日	議 事	頁
			○会期日程	
			○招集告示	1
			○応招、不応招集	2
5 月	1 6 日	(金)	○議事日程	3
			○出席、欠席議員	5
			○職務のため出席した者	5
			○説明のため出席した者	5
			○開会と開議の宣告	6
			○議事日程の報告	6
			○継続審査に対する委員長報告	6
			○会議録署名議員の指名	6
			○会期の決定	6
			○管理者報告	7
			○管理者提出議案の一括上程	1 0
			◇議案第 7 号 蕨戸田衛生センター組合監査委員の選 任の同意について	
			◇議案第 8 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に 伴う関係条例の整理に関する条例	
			◇議案第 9 号 蕨戸田衛生センター組合職員の配偶者 同行休業に関する条例	
			◇議案第 1 0 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関す る条例及び職員の育児休業等に関する 条例の一部を改正する条例	
			◇議案第 1 1 号 職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例	

◇議案第 1 2 号 蕨戸田衛生センター組合職員退職手当 条例の一部を改正する条例	
◇議案第 1 3 号 蕨戸田衛生センター組合議会議員の議 員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例	
◇議案第 1 4 号 蕨戸田衛生センター組合管理者及び副 管理者の報酬等支給条例の一部を改正 する条例	
◇議案第 1 5 号 令和 7 年度蕨戸田衛生センター組合会 計補正予算（第 1 号）	
○管理者提出議案第 7 号の説明、質疑、委員会付託、討論、 採決	1 1
○管理者提出議案第 8 号から議案 1 5 号の説明	1 2
○管理者提出議案第 8 号から議案第 1 5 号に対する質疑	1 4
○管理者提出議案第 8 号から議案第 1 5 号の委員会付託	1 6
○一般質問	1 6
○付託事件に対する委員長報告	1 7
◇総務常任委員会委員長 酒 井 いくろう 議員	
○委員長報告に対する質疑	1 8
○討論、採決	1 8
○閉会中の継続審査事項の委員会付託	2 0
○閉会の宣告	2 0

令和 7 年第 2 回 蕨戸田衛生センター組合議会定例会

会 期 日 程

至 令和7年5月16日

日程	月 日	曜日	開議時刻	会 議 名	議 事 内 容
1	5 月 16 日	金	午前10時00分	本 会 議	○開 会 ○開 議 ○継続審査に対する委員長報告 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○管理者報告 ○管理者提出議案の一括上程 ○議案第 7 号の説明、質疑、委員会付託、討論、採決 ○議案第 8 号から議案第15号の説明 ○議案第 8 号から議案第15号に対する質疑 ○議案第 8 号から議案第15号の委員会付託
			本会議休憩中	委 員 会	○付託事件の審査
				本 会 議	○開 議 ○一般質問 ○付託事件に対する委員長報告 ○委員長報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決

					○閉会中の継続審査事項の委員会 付託 ○閉 会
--	--	--	--	--	---

蕨戸田組告示第2号

令和7年5月9日

令和7年5月16日、令和7年第2回蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）を蕨戸田衛生センター組合議場に招集する。

蕨戸田衛生センター組合

管理者 頼 高 英 雄

応招、不応招議員

◇応招議員 20名

1 番	宮 下 奈 美	議員	2 番	岡 田 三喜男	議員
3 番	矢 嶋 聡 子	議員	4 番	榎 本 和 孝	議員
5 番	栃 本よしかね	議員	6 番	大 石 圭 子	議員
7 番	古 川 歩	議員	8 番	本 田 てい子	議員
9 番	鈴 木 智	議員	10 番	小 林 利 規	議員
11 番	花 井 あきこ	議員	12 番	河 合ゆうすけ	議員
13 番	むとう 葉 子	議員	14 番	小 山 大 輔	議員
15 番	宮 内 そうこ	議員	16 番	三 浦 のぶお	議員
17 番	矢 澤 青 河	議員	18 番	斎 藤 直 子	議員
19 番	細 田 昌 孝	議員	20 番	酒 井いくろう	議員

◇不応招議員 なし

令和 7 年 第 2 回

蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）

5 月 1 6 日（金）

令和7年第2回蕨戸田衛生センター組合議会定例会 第1日

令和7年5月16日（金）

議事日程

1. 開 会
2. 開 議
3. 継続審査に対する委員長報告
 - (1) 議会運営委員会委員長
4. 会議録署名議員の指名
5. 会期の決定
6. 管理者報告
7. 管理者提出議案の一括上程
 - (1) 議案第 7 号 蕨戸田衛生センター組合監査委員の選任の同意について
 - (2) 議案第 8 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
 - (3) 議案第 9 号 蕨戸田衛生センター組合職員の配偶者同行休業に関する条例
 - (4) 議案第 10 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 - (5) 議案第 11 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - (6) 議案第 12 号 蕨戸田衛生センター組合職員退職手当条例の一部を改正する条例
 - (7) 議案第 13 号 蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
 - (8) 議案第 14 号 蕨戸田衛生センター組合管理者及び副管理者の報酬等支給条例の一部を改正する条例
 - (9) 議案第 15 号 令和7年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第1号）
8. 管理者提出議案第7号の説明、質疑、委員会付託、討論、採決
9. 管理者提出議案第8号から議案第15号の説明
10. 管理者提出議案第8号から議案第15号に対する質疑
11. 管理者提出議案第8号から議案第15号の委員会付託
12. 一般質問
13. 付託事件に対する委員長報告

14. 委員長報告に対する質疑

- (1) 議案第 8 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- (2) 議案第 9 号 蕨戸田衛生センター組合職員の配偶者同行休業に関する条例
- (3) 議案第 10 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第 11 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第 12 号 蕨戸田衛生センター組合職員退職手当条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第 13 号 蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- (7) 議案第 14 号 蕨戸田衛生センター組合管理者及び副管理者の報酬等支給条例の一部を改正する条例
- (8) 議案第 15 号 令和 7 年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第 1 号）

15. 討 論

16. 採 決

17. 閉会中の継続審査事項の委員会付託

18. 閉 会

令和7年5月16日（金）

◇出席議員（20名）

1番	宮下奈美	議員	2番	岡田三喜男	議員
3番	矢嶋聡子	議員	4番	榎本和孝	議員
5番	栃本よしかね	議員	6番	大石圭子	議員
7番	古川歩	議員	8番	本田てい子	議員
9番	鈴木智	議員	10番	小林利規	議員
11番	花井あきこ	議員	12番	河合ゆうすけ	議員
13番	むとう葉子	議員	14番	小山大輔	議員
15番	宮内そうこ	議員	16番	三浦のぶお	議員
17番	矢澤青河	議員	18番	斎藤直子	議員
19番	細田昌孝	議員	20番	酒井いくろう	議員

◇欠席議員（なし）

◇職務のため出席した者

飯田 知和 書記長 浅羽 慧 書記

◇説明のため出席した者

頼高 英雄	管 理 者	小柴 正樹	嘱 託
菅原 文仁	副 管 理 者	小谷野賢一	嘱 託
奥田 純子	会計管理者	榎戸 晃	嘱 託
根津 賢治	事 務 局 長	有里 友希	嘱 託
山本 義幸	次 長	田熊 純也	嘱 託
甲斐 基樹	総 務 課 長	加藤 宏之	嘱 託
上嶋 拓	施 設 課 長	香林 勉	嘱 託
		吉野 博司	嘱 託
		細井 高行	嘱 託
		寺島 永	嘱 託
		柳瀬 毅	嘱 託

令和7年第2回蕨戸田衛生センター組合議会
定例会会議録第1号

令和7年5月16日（金曜日）

午前10時00分開会

◎開会と開議の宣告

○斎藤直子議長 ただいまより、令和7年第
2回蕨戸田衛生センター組合議会定例会を
開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○斎藤直子議長 本日の議事日程につしまし
ては、お手元にお配りしたとおりでありま
すので、ご了承願います。

◎継続審査に対する委員長報告

○斎藤直子議長 これより、議会運営委員会
委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 6番 大石圭子
議員。

〔6番 大石圭子議員 登壇〕

○6番 大石圭子議員 皆様、おはようござ
います。

令和7年第2回蕨戸田衛生センター組合
議会定例会に係る議会運営委員会を去る5
月9日に開催いたしました。その決定事項
についてご報告申し上げます。

初めに、令和7年度組合議会の日程につ
きまして、議会運営委員会において審議し、
お手元に配付したとおり決定いたしました。
ご確認をお願いいたします。

次に、本定例会の会期日程案及び議事日
程の決定事項についてご報告申し上げます。
お手元に会期日程案及び議事日程をお配り
しておりますので、ご参照をお願いいたし
ます。

最初に、会期日程であります。蕨市、
戸田市の日程並びに提出議案等を勘案し、
本日5月16日の1日とすることに決定い
たしました。

次に、議事日程であります。審議の結
果お配りいたしましたとおりであります。議
案第7号につきましては、人事案件であ
りますので、委員会付託を省略し、審議す
る。

また、本日5月16日の委員会付託後の
本会議休憩中に議案第8号から議案第15
号について、総務常任委員会に付託し、審
議する。

以上のとおり決定いたしました。

以上で、議会運営委員会委員長の報告と
させていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○斎藤直子議長 次に、会議録署名議員の指
名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の
規定により、

6番 大石圭子 議員

16番 三浦のぶお 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○斎藤直子議長 次に、会期決定の件を議題
といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営
委員会委員長の報告のとおり、本日5月
16日の1日としたいと思いますが、これ
にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○斎藤直子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、1日と決定
いたしました。

◎管理者報告

○斎藤直子議長 次に、管理者の報告を求めます。

頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○頼高英雄管理者 おはようございます。

本日、ここに令和7年第2回蔵戸田衛生センター組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変お忙しい中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今定例会でご審議いただく案件は、人事案1件、条例案7件、予算案1件の計9件であります。慎重なご審議をいただき、ご議決をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、前定例会後の主なる事項についてご報告を申し上げます。

最初に、川口市のごみを処理している朝日環境センターの火災発生に伴うごみの受入れの経過について申し上げます。

受入れは、令和7年1月9日から3月31日を契約期間とし、ごみ1キログラム当たりの処理単価を算出し、有償による受入れを行いました。

処理単価につきましては、ごみ焼却に伴う費用として、修繕料、工事費、施設運転費用、薬品費や消耗品費、焼却灰の最終処分等処理に係る費用全般について令和5年度の実績を基に算出し、1キログラム当たり27円54銭5厘としております。

受入れの実績及び収入につきましては、1月は9日から28日の間に13日間受入れを行い、収集車両延べ366台、重量で744.41トン、金額では2,050万4,773円となりました。2月は24日から28日の間に4日間受入れを行い、収

集車両延べ53台、重量で108.27トン、金額では298万2,297円、3月は3日から7日の間に4日間受入れを行い、収集車両延べ54台、重量で119.75トン、金額では329万8,513円であり、合計で収集車両延べ473台、重量で972.43トン、金額では2,678万5,583円となりました。いずれも令和6年度中の収入となっております。

今後の対応につきましては、要請に基づき、本組合焼却施設の休炉計画及びピットの蓄積状況等を勘案するとともに、蔵、戸田両市のごみ処理及び収集運搬に支障がない範囲で可能な限りの協力を行ってまいりたいと考えております。

次に、一般廃棄物処理基本計画の策定について申し上げます。

本計画は、令和5年度より蔵、戸田両市及び組合の3者で進めてきたもので、策定に当たっては、学識経験者、関連団体代表と公募の市民、また事業者の方などからなる策定委員会において、7回にわたり検討を進めていただきました。最終答申を令和7年2月19日に受け、令和7年3月に策定したものであります。

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物処理の基本方針を長期的な視点で示すものとなります。計画期間は令和7年度から16年度の10年間とし、ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画、食品ロス削減推進計画の3つをまとめた総合的な計画で、基本理念を「減らして分けて みんなで創る 資源循環のまち」と決めました。市民、事業者の協力の下、さらなる減量化、資源化を推進し、温室効果ガス排出量や最終処分量の削減を通じて、地域として持続可能な循環型社会を目指し、将来世代によりよい環境を

引き継いでいくという考えであります。

この基本理念を具体化するため、各計画における基本方針並びに数値目標を定め、本年度より蕨市、戸田市組合の3者で目標達成の具体的な取組を推進してまいります。

次に、令和6年度の余剰電力売払いの状況について申し上げます。

組合では、ごみを焼却した際に発生する熱で発電を行い、各施設の運転に使用するほか、余剰となった電力を売り払っており、売電した電力につきましては、電力の地産地消として、蕨市及び戸田市の公共施設等で使用されております。

令和6年度の売電量は、536万5,674キロワットアワーとなり、これは環境省が令和4年度の1世帯当たりの全国平均年間消費電力を基に計算すると約1,285世帯分となります。また、売電金額については、5,380万2,799円となりました。

これは、令和元年度から4年度までに実施した基幹的設備改良工事に伴い、ごみ焼却施設やし尿処理施設の設備を高効率及び省エネルギー型に更新したことによる効果であり、売電量は基幹的設備改良工事開始前の平成30年度と比較いたしますと約4倍となり、組合運営の財政面にも大きく寄与しております。

次に、将来の施設整備の費用に充てる施設整備基金について申し上げます。

基金の積立ては、平成19年度から開始しており、令和6年度末での基金残高は17億7,614万4,249円となりました。うち5年ものの地方債を令和5年度に7億円、令和6年度に2億円購入しており、今回は8億7,614万4,249円の運用について6億7,614万4,249円を定期預金とし、残りの2億円について

は、償還期間5年の地方債での運用といたしました。

定期預金については、7つの金融機関での見積合せを行い、年利1.062%で東京信用金庫戸田支店に預金し、地方債については、神奈川県川崎市が発行したものを利回り0.99%で2億円を購入いたしました。

なお、定期預金と地方債による令和7年度の運用益については、約1,160万円を見込んでおります。

次に、令和6年度のごみの搬入状況について申し上げます。

組合に搬入されたごみの総量は5万8,955トンとなりました。前年度との比較では296トン、率にして0.5%の増加となりました。それは川口市からの搬入分972トンを含んだ重量となり、川口市分を除いたごみ総搬入量は、前年度比677トン、率にして1.6%の減少となりました。令和2年度以降、ごみの総搬入量は、減少傾向となっております。

ごみの種類別搬入量では、生活系可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、事業系可燃ごみのいずれも減少となりました。

資源物につきましては、5,672トンとなり、前年度比88トン、率にして1.5%と減少となりました。

種類別搬入量では、金属缶類、ガラスびん類、紙類、プラスチック類は減少となった一方、ペットボトルは増加となっております。

し尿処理施設への搬入は4,791トンとなり、322トン、率にして6.3%の減少となり、下水道整備の進捗により年々減少となっております。

次に、新年度の主な事項について申し上げます。

まず、回収されました主な資源物売払いの4月から6月分までの入札等の状況について申し上げます。

各品目の1キログラム当たりの単価は、リサイクルプラザに搬入されたものでは、スチール缶42円38銭3厘、アルミ缶350円90銭、ペットボトル入札分は92円40銭、また令和7年度より開始したボトルtoボトル水平リサイクルに係る単価は71円34銭6厘、雑紙12円10銭となり、粗大ごみなどを破碎処理し回収した破碎鉄は36円66銭3厘、ごみを焼却した焼却灰より回収した焼却鉄は17円20銭4厘となりました。これを前年度同期と比較いたしますと、雑紙は同額、アルミ缶は39.3%、ペットボトル入札分は20.2%の値上がりとなり、一方スチール缶は24.6%、焼却鉄は22.7%、破碎鉄は16.9%の値下がりとなりました。

回収資源売払い金額の約7割を占めるアルミ缶とペットボトルが値上がりとなっており、今年度についても安定した売払いになると考えております。

次に、主な委託契約について申し上げます。

まず、次期施設の整備用地、全体及び施設ごとの機能と、整備方針及び工程など施設整備の基本構想を策定するために行う施設整備基本構想策定等委託については、指名型プロポーザル方式による入札の結果、株式会社エイト日本技術開発北関東支店と1,922万8,000円で委託契約を締結いたしました。

次に、焼却施設の排ガス分析及びダイオキシン類などの測定を行う分析委託については、6社による入札の結果、東京テクニカル・サービス株式会社埼玉支店と1,089

万円で委託契約を締結し、現在各種サンプリングを行っており、特に環境への負荷が大きいダイオキシン類の分析結果については、提出され次第、ご報告申し上げます。

次に、ごみ焼却施設及びし尿処理施設の施設運転管理等委託については、2億8,050万円で荏原環境プラント株式会社と、粗大ごみ処理施設運転管理等委託については5,736万1,266円で有限会社蕨環境整備センターと、ごみ処理設備の点検整備委託は5億5,550万円で荏原環境プラント株式会社と委託契約を締結いたしました。

次に、ごみ焼却に伴い発生する焼却灰の処分ですが、安定した処理を行うため分散して行っております。処分先と処分費及び予定数量につきましては、まず、ばいじんをセメントで固めた固化灰の埋立処分は、福島県小野町と青森県三戸町に処分場を有する株式会社ウィズウェイストジャパンと運搬費を含め1キログラム当たり37円40銭で、予定数量1,400トン、山形県米沢市に処分場を有するジークライト株式会社と運搬費を含め1キログラム当たり36円30銭で、予定数量1,500トン、固化灰の資源化は、埼玉県寄居町の彩の国資源循環工場のツネイシカムテックス株式会社と運搬費を含め1キログラム当たり55円で、予定数量600トン、また、同社とは焼却炉から排出される不燃物残渣の資源化も契約しており、運搬費を含めた1キログラム当たり38円50銭で、予定数量700トン、固化灰資源化の茨城県鹿嶋市の新日本電工株式会社とは、運搬費を含め1キログラム当たり65円12銭で、予定数量は400トンの処理を予定しております。

その他不燃物残渣の資源化は、宮城県栗

原市の株式会社築館クリーンセンターとは、運搬費を含め１キログラム当たり２８円５銭で、予定数量を１，２００トンで契約いたしました。

以上、埋立処分が２，９００トン、資源化分が２，９００トン、合計で５，８００トンを予定しております。

次に、し尿処理施設では、設備点検整備委託を２，０４３万８，０００円で、三機アクアテック株式会社と、リサイクルプラザ関係では、運転管理委託については１億５，００２万７，０００円で戸田リサイクル事業協同組合と、設備の点検整備委託は２，３７６万円で極東開発工業株式会社と、粗大ごみ再生等委託は８７９万８，３７４円で有限会社蕨環境整備センターと委託契約を締結いたしました。また、リサイクルフラワーセンター運営委託については、有限会社ハートフルフラワーと５，８６１万６，７７３円で委託契約を締結いたしました。

その他各施設の運営に必要な業務委託及び補修工事などの契約を締結し、施設の運転計画に合わせ実施してまいります。

最後に、粗大ごみとして搬入された家具類の再利用として行っている展示販売について申し上げます。

組合では年３回リサイクルプラザにおいて展示とインターネットによる入札販売を行っており、本年度第１回目を６月９日から６月１４日に開催するため準備を進めております。入札販売終了後は、さらにリユースを促進するため、先着販売、また地域の情報サイトのジモティーを活用した家具類の譲渡を行ってまいります。

以上、管理者報告といたします。

◎管理者提出議案の一括上程

○斎藤直子議長 これより、管理者提出議案の上程に入ります。

今議会に提出された議案は、人事案１件、条例案７件、予算案１件の計９件であります。

件名を書記が朗読いたします。

〔書記朗読〕

議案第 ７号 蕨戸田衛生センター組合
監査委員の選任の同意について

議案第 ８号 刑法等の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条
例の整理に関する条例

議案第 ９号 蕨戸田衛生センター組合
職員の配偶者同行休業に
関する条例

議案第１０号 職員の勤務時間、休日及
び休暇に関する条例及び
職員の育児休業等に関す
る条例の一部を改正する
条例

議案第１１号 職員の給与に関する条例
の一部を改正する条例

議案第１２号 蕨戸田衛生センター組合
職員退職手当条例の一部
を改正する条例

議案第１３号 蕨戸田衛生センター組合
議会議員の議員報酬及び
費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

議案第１４号 蕨戸田衛生センター組合
管理者及び副管理者の報
酬等支給条例の一部を改
正する条例

議案第１５号 令和７年度蕨戸田衛生セ
ンター組合会計補正予算
(第１号)

○斎藤直子議長 以上、朗読のとおりであり

ます。

◎管理者提出議案第7号の説明、質疑、委員会付託、討論、採決

○斎藤直子議長 これより議案第7号「蕨戸田衛生センター組合監査委員の選任の同意について」を議題とし、先議いたします。

提出者の説明を求めます。

頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○頼高英雄管理者 ただいま上程になりました議案について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第7号「蕨戸田衛生センター組合監査委員の選任の同意について」であります。現在代表監査委員であります今井良助氏が来る6月20日をもって任期満了となりますので、引き続き今井良助氏を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○斎藤直子議長 お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○斎藤直子議長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

12番 河合ゆうすけ議員。

〔12番 河合ゆうすけ議員 登壇〕

○12番 河合ゆうすけ議員 では、議案質疑始めます。

議案第7号について、監査役候補の経歴についてでございます。

蕨戸田衛生センター組合監査委員選任の同意について、蕨戸田衛生センター組合監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるということで、今井良助氏の名前が記載されています。

それで、この方の経歴、裏面に書かれておりますが、それプラスネットで調べました。ネット情報にすぎないんですけども、そこにはこのような記載がなされております。2006年7月20日、21日に札幌市で開かれた全国都市問題会議に公費で参加しながら途中で会議を抜け出して小樽市内を観光していました。また、この業務に今井議員が関わり、兼業・兼職の疑義を市民に与えたこと、本会議場で謝罪しました。その上でこのような兼業・兼職については今後一切慎むと述べました。

それから、この決議は今井議員が取締役を務める有限会社今井商事が蕨市等から旅行業務を請け負ったことは、地方自治法第92条の2の議員の兼業禁止規程に抵触する疑いがあることから、地方自治法第100条に基づく行政調査権のある特別委員会を設置しようとするもので、22日に議員提出議案として提出していたものですなどという記載がネットでありました。ネット情報にすぎないので、真偽はちょっと定かではありませぬので、監査役として適格性を判断する上で判断しておきたいので、質問させていただきたいと思えます。

このような事実は本当なのか、本当であった場合に監査役としての適正はありとお考えか、管理者の見解をお示してください。

○斎藤直子議長 根津事務局長。

〔根津賢治事務局長 登壇〕

○根津賢治事務局長 おはようございます。

私からは、議案第7号「蕨戸田衛生セン

ター組合監査委員の選任の同意について」
のご質疑にご答弁申し上げます。

まず1点目、経歴であります。任期満了に伴い引き続き選任いたしたく同意を求める今井良助氏におかれましては、議案に添付の経歴書のとおりであり、主な公職として平成11年7月、蕨市議会議員に就任して以来、本組合の議員、蕨市議会議長などを歴任され、令和元年7月に蕨市議会議員を退任されており、令和3年6月より当組合監査委員として選任されております。

お尋ねの今井氏に関する過去の事柄ですが、平成18年第4回蕨市議会定例会9月26日の会議録によりますと、今井氏より全国都市問題会議においての行動並びに議員として旅行業務に携わり、兼業・兼職の疑義を市民に与えたことについて陳謝し、市民並びに皆様方におわびする発言について確認しております。

次2点目、監査委員としての適正について申し上げます。

今井氏は、令和3年より2期4年間にわたり当組合の監査委員を務めていただいております。この間、誠実に職責を果たすとともに、業務に対する深い理解と経験を有し、的確なご指摘をいただいていた実績がございます。

以上のことから、引き続き監査委員の職を担っていただきたく、選任の同意をお願いしているところでございます。

以上です。

○齋藤直子議長 以上で通告による質疑を終わります。

質疑を打ち切ります。

◎休憩の宣告

○齋藤直子議長 討論通告受付のため、暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時25分再開

◎再開の宣告

○齋藤直子議長 休憩前に引き続き再開いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決に入ります。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齋藤直子議長 ご異議なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

〔4番 榎本和孝議員 退場する〕

○齋藤直子議長 本案を同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齋藤直子議長 ご異議なしと認め、よって、本案は同意することに決定いたしました。

〔4番 榎本和孝議員 入場する〕

◎管理者提出議案第8号から議案第15号の説明

○齋藤直子議長 次に、議案第8号から議案第15号を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○頼高英雄管理者 ただいまは監査委員の選任にご同意をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、引き続きまして、議案第8号から議案第15号までの提案理由を申し上げます。

まず、議案第8号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について申し上げます。

本案は、刑法の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、関連する5件の条例について所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日は法律の施行に合わせ、令和7年6月1日とするものであります。

次に、議案第9号「蕨戸田衛生センター組合職員の配偶者同行休業に関する条例」について申し上げます。

本案は、地方公務員法の規定に基づき、職員が外国で勤務する配偶者と生活を共にすることを可能とする配偶者同行休業の制度について、組合職員に適用するため条例を制定するものであります。

あわせて附則において、関係する職員の育児休業等に関する条例について、必要な規定の整備を行うものであります。

次に、議案第10号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な内容は、時間外勤務の免除の対象となる職員の範囲を小学校就学前の子を養育する職員に拡大するとともに、配偶者等が介護を必要とする状況に至ったことを申し出た職員に対する介護両立支援制度等の周知や意向確認などの措置のほか、介護との両立をしやすい勤務環境の整備に関する措置を任命権者に義務づけるものであります。

次に、議案第11号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、令和6年の人事院勧告を受けて

の国家公務員の給与改定に準じ、蕨市及び戸田市において職員の給与条例が改正されましたので、当組合におきましてもこれに準拠し、改正を行うものであります。

組合の給与条例の改正は、給料については蕨市に、手当については戸田市に準拠することとしており、今回戸田市において扶養手当、通勤手当、住居手当及び管理職員特別勤務手当に関する規定が改正されましたので、同様に改正を行うものであります。

まず、扶養手当について、配偶者に係る手当の廃止及び子に係る手当の増額を段階的に行うものであります。

経過措置として、配偶者に係る手当について、令和7年度は現在と同額の月額6,500円、令和8年度は月額3,000円とし、令和8年度末をもって廃止、子に係る手当について、令和7年度は月額1万円を月額1万1,500円、令和8年度から月額1万3,000円とするものとしております。

次に、通勤手当について、通勤手当の支給限度額を新幹線等の特別料金を含めて1か月当たり15万円に引き上げるものであります。

次に、住居手当について、暫定再任用職員に住居手当を支給するものであります。

最後に、管理職員特別勤務手当について、管理職員が災害への対処、その他臨時または緊急の必要により週休日以外の平日深夜に勤務した場合の支給対象時間帯を拡大するものであります。

なお、施行は公布の日からとし、扶養手当及び住居手当に係る改正は、令和7年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第12号「蕨戸田衛生センター組合職員退職手当条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、国家公務員退職手当法等の一部改正に伴い、国家公務員の取扱いに準じて、雇用保険法の規定による失業等給付と同様の水準を確保するものとして設けられている失業者の退職手当について、安定した職業以外の職業に早期再就職した場合の就業手当を廃止するなど所要の改正を行うものであります。

次に、議案第13号「蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、令和6年の人事院勧告を受けての国家公務員の給与改定に準じ、蕨市及び戸田市の議員報酬に係る条例の改正が行われましたので、これを勘案し、改正を行うものであります。

改正の内容は、組合議員に6月と12月に支給しております期末手当の支給割合を2.2月から0.05月分引上げ、2.25月とするものであります。

これにより年間での支給割合は4.4月から0.1月分引上げ、4.5月となります。

施行は、公布の日からとし、6月の支給から適用するものであります。

次に、議案第14号「蕨戸田衛生センター組合管理者及び副管理者の報酬等支給条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、議案第13号と同様に、管理者及び副管理者に支給している期末手当に関し改正を行うものであります。

改正の内容は、6月と12月に支給している期末手当の支給割合を2.05月から2.1月に0.05月分引き上げるものであります。

これにより年間での支給割合は4.1月

から0.1月分引上げ、4.2月となります。

こちらについても施行は、公布の日からとしております。

最後に、議案第15号「令和7年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第1号）」について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれに982万8,000円を追加し、補正後の予算額を24億9,122万5,000円にしようとするものであります。

歳出では、第1款議会費において議員報酬及び議員の費用弁償等に関する条例の一部改正により、3節職員手当等は9万6,000円増額し、第2款総務費では、管理者及び副管理者の報酬等支給条例の一部改正及び職員の給与に関する条例の一部改正中の扶養手当や住居手当の改正によるもの、並びに、令和7年2月議会において改定した職員の給料及び期末手当等支給月数の引上げへの対応、さらに4月1日付職員の人事異動等を反映した増額であります。

その結果、1目一般管理費、1節報酬から4節共済費までの合計973万2,000円を増額するものであります。

一方、歳入につきましては、前年度繰越金を充当いたします。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○斎藤直子議長 以上をもって提案理由の説明を終わります。

◎管理者提出議案第8号から議案第15号に対する質疑

○斎藤直子議長 これより管理者提出議案に対する質疑に入ります。

議案第8号から議案第12号まで、以上5件を一括質疑といたします。

以上５件については、質疑の通告がありません。

よって、通告による質疑を打ち切ります。

次に、議案第１３号「蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について議題といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

１２番 河合ゆうすけ議員。

〔１２番 河合ゆうすけ議員 登壇〕

○１２番 河合ゆうすけ議員 議案第１３号について、蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正すると記載があり、第４条２項中、１００分の２２０を１００分の２２５に改めると記載があります。要するに議員報酬を上げるという議案かと思えます。これだけ市民が生活が苦しいと声を上げている状況で、議員の仕事内容と報酬のバランスに鑑みたときに報酬を上げることに関して私は抵抗があります。この議案の理由と積算根拠をお示してください。

また、報酬を上げることが妥当と考えるか、管理者のご答弁を求めます。

○斎藤直子議長 根津事務局長。

〔根津賢治事務局長 登壇〕

○根津賢治事務局長 議案第１３号「蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」のご質疑にご答弁申し上げます。

まず１点目、議案の内容と理由についての質疑について申し上げます。

今回の改正は、令和６年の人事院勧告を

受けての国家公務員の給与改定に準じ、蕨、戸田市両市の議員報酬に係る条例の改正が行われましたので、これを勘案し、議員の期末手当の支給割合について改正を行うものとなります。

次に、２点目、積算根拠について申し上げます。

期末手当の支給割合の積算根拠につきましては、人事院勧告並びに蕨、戸田市両市の条例の支給割合を勘案し、先ほど管理者からの提案説明のとおり、期末手当の年間支給割合を４．４月から０．１月分引上げ、４．５月とするものでございます。これまで職員、議員の期末手当は、蕨、戸田市両市においても基本的に人事院勧告を受けた国家公務員の給与改定に準じて改定しており、蕨戸田衛生センター組合につきましても、蕨市、戸田市の状況を勘案し、改正しております。

議員期末手当の改正については、さきに述べたとおり、人事院勧告及び両市の条例を勘案し、支給割合の引上げ、引下げを行ってきた経過があることから、今回も同様な考え方に基づき改正を行おうとするものでございます。

以上です。

○斎藤直子議長 次に、議案第１４号「蕨戸田衛生センター組合管理者及び副管理者の報酬等支給条例の一部を改正する条例」について議題といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

１２番 河合ゆうすけ議員。

〔１２番 河合ゆうすけ議員 登壇〕

○１２番 河合ゆうすけ議員 議案第１４号「蕨戸田衛生センター組合管理者及び副管理者の報酬等支給条例の一部を改正する条

例」についてでございます。

蕨戸田衛生センター組管理者及び副管理者の報酬等支給条例の一部を次のように改正すると記載があり、第3条第2項中、100分の205を100分の210に改めるという議案であります。すなわち管理者及び副管理者の報酬を上げるという議案かと思えます。これだけ市民が生活が苦しいと声を上げている状況で、管理者と副管理者の報酬を上げることに私には疑問が生じます。この議案の理由と積算根拠をお示してください。

また、報酬を上げることが妥当と考えるか、管理者にご答弁を求めます。

○齋藤直子議長 根津事務局長。

〔根津賢治事務局長 登壇〕

○根津賢治事務局長 議案第14号「蕨戸田衛生センター組管理者及び副管理者の報酬等支給条例の一部を改正する条例」のご質疑にご答弁申し上げます。

まず1点目、議案の内容と理由についての質疑について申し上げます。

今回の改正は、令和6年の人事院勧告を受けての国家公務員の給与改定に準じ、蕨、戸田市両市の市長の報酬に係る条例の改正が行われましたので、これを勘案し、組合の管理者及び副管理者の期末手当の支給割合について改正を行うものとなります。

次に、2点目、積算根拠について申し上げます。

期末手当の支給割合の積算根拠につきましては、人事院勧告並びに蕨、戸田市両市の条例の支給割合を勘案し、先ほど管理者からの提案説明のとおり、期末手当の年間支給割合を4.1月から0.1月分引上げ、4.2月とするものでございます。これまで職員、市長等の期末手当は、蕨、戸田両市においても基本的に人事院勧告を受けた

国家公務員の給与改定に準じて改定しており、蕨戸田衛生センター組合につきましても、蕨市、戸田市及び社会情勢を勘案し改正しております。

期末手当の改正については、さきに述べたとおり、人事院勧告及び両市の条例を勘案し、支給割合の引上げ、引下げを行ってきた結果があることから、今回も同様な考え方にに基づき改正を行おうとするものでございます。

以上です。

○齋藤直子議長 質疑を打ち切ります。

次に、議案第15号「令和7年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第1号）」について議題といたします。

質疑の通告はありませんので、質疑を終結いたします。

◎管理者提出議案第8号から議案第15号の委員会付託

○齋藤直子議長 これより委員会付託に入ります。

議案第8号から議案第15号は、お手元に配付してあります委員会付託の一覧表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

◎休憩の宣告

○齋藤直子議長 ここで、暫時休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前11時47分再開

◎再開の宣告

○齋藤直子議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎一般質問

○斎藤直子議長 これより一般質問に入ります。

一般質問の通告がありませんので、一般質問を終結いたします。

◎付託事件に対する委員長報告

○斎藤直子議長 続いて、管理者提出議案を議題といたします。

総務常任委員会委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長 20番 酒井いくろう議員。

〔20番 酒井いくろう議員 登壇〕

○20番 酒井いくろう議員 ただ今から総務常任委員会委員長報告を行います。

先ほどの本会議において当委員会に付託されました案件について、その審査の経過概要と結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例案7件、予算案1件であります。

最初に、議案第8号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について申し上げます。

本案は、質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号「蕨戸田衛生センター組合職員の配偶者同行休業に関する条例」について申し上げます。

本案は、質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第10号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

委員より、第17条の第2項において、

対象となる職員が40歳に達した年度とした理由及びこれまで行ってきたのか、今後どのように行っていくのかとの質疑があり、事務局より、40歳にした理由については、介護保険法の適用対象となったところで線引きを行っている。今後の運用については、他の市町村や両市の運用を参考に検討していくとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、全員異議なく本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

委員より、管理職員特別勤務手当について、これまでどういった実績等があったのかとの質疑があり、事務局より、令和6年度で2回あり、いずれも施設課長が停電による対応で出勤したものとなっているとの説明がありました。

また、委員より、適用の範囲拡大に関する詳細について説明を求める質疑があり、事務局より、現行では週休日以外の平日の深夜は、午前零時から5時だったものを午後10時から午前5時までを対象としたものであるとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、全員異議なく本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第12号「蕨戸田衛生センター組合職員退職手当条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第13号「蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について申

し上げます。

委員より、期末手当の支給率の引上げは、
蕨市においても同様に行っているのかとの
質疑があり、事務局より、蕨市議会におい
ても令和7年1月の議会において期末手当
の支給率を引き上げる条例が可決されてい
るとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、一委
員より反対の立場から、議員報酬は職員給
与とは異なると考えているため、別の議論
が必要であるとの討論がありました。

以上で討論を終結し、挙手による採決の
結果、賛成多数により本案は原案どおり可
決すべきものと決定いたしました。

議案第14号「蕨戸田衛生センター組合
管理者及び副管理者の報酬等支給条例の一
部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、質疑、討論はなく、採決の結果、
全員異議なく原案どおり可決すべきものと
決定いたしました。

次に、議案第15号「令和7年度蕨戸田
衛生センター組合会計補正予算（第1
号）」について申し上げます。

質疑はなく、討論に入り、一委員より、
議案第13号に反対したため、補正予算に
ついても反対するとの討論がありました。

以上で討論を終結し、挙手による採決の
結果、賛成多数により本案は原案どおり可
決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員会に付
託を受けました案件についてのご報告を終
わります。

○斎藤直子議長 以上をもって、委員長の報
告は終わりました。

◎休憩の宣告

○斎藤直子議長 委員長報告に対する質疑通
告受付のため、暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時52分再開

◎再開の宣告

○斎藤直子議長 休憩前に引き続き、会議を
開きます。

◎委員長報告に対する質疑

○斎藤直子議長 これより、委員長報告に対
する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はありま
せん。

よって、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

○斎藤直子議長 討論通告受付のため、暫時
休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時52分再開

◎再開の宣告

○斎藤直子議長 休憩前に引き続き、会議を
開きます。

◎討論、採決

○議案第8号の採決一可決

○議案第9号の採決一可決

○議案第10号の採決一可決

○議案第11号の採決一可決

○議案第12号の採決一可決

○議案第13号の採決一可決

○議案第14号の採決一可決

○議案第15号の採決一可決

○斎藤直子議長 これより討論、採決に入
ります。

議案第 8 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○斎藤直子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

次に、議案第 9 号「蕨戸田衛生センター組合職員の配偶者同行休業に関する条例」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○斎藤直子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

次に、議案第 10 号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○斎藤直子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

次に、議案第 11 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○斎藤直子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

次に、議案第 12 号「蕨戸田衛生センター組合職員退職手当条例の一部を改正する条例」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○斎藤直子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

次に、議案第 13 号「蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は起立により採決いたします。

本案を委員長の報告のとおり決定すること

とに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○斎藤直子議長 起立多数を認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

次に、議案第14号「蕨戸田衛生センター組合管理者及び副管理者の報酬等支給条例の一部を改正する条例」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は起立により採決いたします。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○斎藤直子議長 起立多数と認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

次に、議案第15号「令和7年度蕨戸田衛生センター組合会計補正予算（第1号）」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は起立により採決いたします。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○斎藤直子議長 起立多数を認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付の閉会中継続審査事項表のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

本件は申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○斎藤直子議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○斎藤直子議長 以上をもって、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和7年第2回蕨戸田衛生センター組合議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。

午前11時58分閉会

◎閉会中の継続審査事項の委員会付託

○斎藤直子議長 次に、議会運営委員会委員

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 齋 藤 直 子

署名議員 大 石 圭 子

署名議員 三 浦 のぶお